

国分寺市自治基本条例（平成20年条例第43号）新旧対照表

改正前	改正後
（個人情報の保護） 第15条 市は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう個人情報の<u>収集</u>、<u>保管</u>及び利用について、必要な措置を講じなければなりません。 2 市民は、市が保有する自己に関する個人情報の開示、訂正、<u>削除及び利用中止</u>を求める権利を有します。 3 （略）	（個人情報の保護） 第15条 市は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう個人情報の<u>取得</u>、<u>保有</u>及び利用について、必要な措置を講じなければなりません。 2 市民は、市が保有する自己に関する個人情報の開示、訂正<u>及び利用停止</u>を求める権利を有します。 3 （略）